

## 令和元年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会議事録

1 日時：令和元年8月6日（火） 午前10時00分～午後12時17分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 3階 調停室

### 3 出席者：

#### (1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、印南 耕次委員、観音寺 拓也委員、木下 剛委員、望月 悦子委員

#### (2) 事務局

（都市総務課）

諏訪都市総務課長、三田課長補佐、亀井主査、佐々木主任主事、野田主任主事

（公園緑地部）

竹本公園緑地部長

（公園管理課）

木津公園管理課長、住田主査、藤井主任技師

### 4 議題：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

(3) 昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等について

### 5 議事の概要：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

部会の中で、部会長及び副部会長を選出した。

(2) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

配布資料を基に、説明を実施した。

(3) 昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について審議した。

### 6 会議経過：

○三田都市総務課長補佐 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより令和元年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を開催いたします。

事務局をしております都市総務課課長補佐の三田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、5名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉

市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条の第2項の規定により、本会議は成立しております。

開会に当たりまして、公園緑地部長の竹本よりご挨拶申し上げます。

○竹本公園緑地部長 皆様、おはようございます。公園緑地部長の竹本でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから本市の都市行政を初め、市政全般にわたり、多大なるご支援、ご協力を賜りましておりますこと、深く感謝を申し上げます。

本日は、来年4月から指定管理者制度を導入する昭和の森につきまして、公募に係る募集条件や審査基準などにつきましてご審議いただく予定でございます。

昭和の森は市内では最大、県内でも有数の規模を誇る総合公園でございます。指定管理者制度を導入することで、市民サービスの向上や、管理経費の低減を図り、よりよい管理運営を実施してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○三田都市総務課長補佐 それでは、議題に入る前に、会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。

本日の議題でございますが、お手元の次第にありますように3件ございます。1つ目として、部会長及び副部会長の選任について。2つ目として、指定管理者の募集から指定までの流れについて。3番目として、昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてでございます。

こちらの内容につきまして、お手元の資料3をお開きください。こちらが千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてでございます。これによりまして、本日の議題の1番目、部会長及び副部会長の選任につきましては、こちらの資料3の1、会議の公開の取扱いの(1)によりまして、公開となります。

続きまして議題の2、指定管理者の募集から指定までの流れについてと、議題の3、昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてでございますが、こちらは資料3のほうの同じく1、会議の公開の取扱いの(1)のただし書にございます、「公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合における募集要件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議」、こちらに該当いたしますので、非公開となります。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)及び3、部会の会議への準用にありますとおり、事務局が案を作成いたしまして、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認により、確定させていただきます。

続きまして、傍聴される方をお願い申し上げます。傍聴に当たりましてはお手元の資料4、傍聴要領に記載された事項をお守りいただきますようお願いいたします。また、本日の議題2及び議題の3につきましては非公開となりますので、議題1終了後にご退席となりますので、ご了承ください。

続きまして、資料の1をお開き願いたいと思います。千葉市都市局指定管理選定評価委員会公園部会委員名簿をごらんください。今回、委員の交代がありましたので、ご報告させていただきます。公園部会及びスポーツ部会の委員を務めていただいております蒔田委員の後任といたしまして、千葉工業大学創造工学部建築学科教授でいらっしゃいます、望月悦子委員にご

就任いただきました。なお、委員の任期につきましては条例の規定に基づきまして、前任者である蒔田前委員の残任期間であります令和3年8月14日までとなっております。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。部会長選出までの間、諏訪都市総務課長に議事の進行をお願いいたします。

○諏訪都市総務課長 総務課長をしております、諏訪です。よろしくをお願いいたします。

僭越ではございますが、部会長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。これから座って説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、ただいまより令和元年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を開催いたします。

初めに議題1、部会長及び副部会長の選任についてでございます。お手元にお配りしております資料の5をごらんください。千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例でございます。第11条第4項に「部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める」と規定がございますので、部会長の選任につきまして、委員皆様のご発言を求めます。

委員さん。

○委員 やはり前回も部会長を務めていらっしやった石井委員さんがよろしいかと思えます。

○諏訪都市総務課長 今、ただいま、委員さんのほうから石井委員の推薦がございましたが、ほかにございませんでしょうか。

なければご本人、石井委員様のご意向を聞いた上で承認を求めます。委員さん、よろしいでしょうか。

○石井委員 はい。

○諏訪都市総務課長 ご本人の意向を確認できましたので、石井委員様に部会長として承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○諏訪都市総務課長 全員承認という形で、部会長を石井委員様にお願いしたいと思います。

続きまして、副部会長の選任に進めさせていただきたいと思えます。

委員さん、よろしくお願ひします。

○委員 前回も副部会長を務めていただきました、観音寺さんをお願いしたいんですけども。

○諏訪都市総務課長 ありがとうございます。ただいま委員さんのほうから委員さんについて副部会長の推薦がございました。ほかにご意見、ご発言等ございますでしょうか。

ないようですので、ご本人の意向を確認した上で承認をとらせていただきます。

○委員 やらせていただきます。

○諏訪都市総務課長 それでは、ご本人の意向がとれましたので、承認を求めます。承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○諏訪都市総務課長 全員挙手されましたので、承認されたということで、副部会長においては委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、議案第2号につきまして、部会長に議事を進行していただきたいと思います。石井委員さんにつきましては、部会長の席にお移りいただきまして、この後、議事の進行をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

(石井委員、部会長席へ移動 傍聴者、退出)

○部会長 委員の皆様方のご推挙によりまして部会長を仰せつかりました、石井でございます。ここからは私が議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。会議を円滑に進めてまいりたいと存じます。何とぞ、皆様ご協力よろしくお願いいたします。

それでは議題（２）指定管理者の募集から指定までの流れについて、事務局から説明をお願いいたします。

お願いします。

○諏訪都市総務課長 それでは議題の第２、指定管理者の募集から指定までの流れについて、ご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

初めに、資料の６をごらんください。令和元年７月、公園管理課の欄に、募集要項等の作成とありますが、昭和の森の指定管理者を募集するに当たり、募集要項等の案を作成しております。

８月の公園部会の欄に６日、第１回公園部会として募集条件、審査配点等に関する審議とありますが、こちらは本日開催の部会で、募集要項や選定基準等の案について、特に審査項目、配点、採点方法などについて、外部有識者であります皆様からのご意見をいただくために開催するものでございます。

公園管理課では、皆様からいただいた意見をもとに、募集要項等に修正を加え、８月１５日から指定管理者の公募の手続に入ります。そして９月２７日から１０月３日までの１週間、指定申請書の提出期間として、その後、形式的要件審査として、書類審査を実施してまいります。

形式的要件審査に合格した法人等から指定管理予定候補者を選定するため、１０月に第３回の公園部会を開催する予定でございます。実施する提案内容審査の流れにつきましては、当日に改めて説明させていただきますが、指定管理者の選定については公募によるものとし、提出された提案書などの審査の上、第１順位から第３順位までの指定管理予定候補者を選定いたします。指定管理予定候補者の選定後、１１月上旬に各応募者に対し、結果を通知いたします。第１順位の指定管理予定候補者となった方には協議を申し入れ、双方の合意がなされた場合には、仮協定書を締結いたします。なお、第１順位の候補者と協議がまとまらない場合には、順次、下位のものと協議してまいります。

また、本年第４回定例会、１１月の下旬ごろから始まりますが、定例会において、指定管理者指定議案の議決を経て、１月に指定管理者の指定、基本協定の締結を行い、令和２年、４月１日付で当該年度に係る指定管理料の額等を定めた年度協定を締結いたします。

最後に、記載されてはおりませんが、次年度以降は管理運営をより適正に行うために、年度評価を実施するとともに、最終年度におきましては、管理業務の総括のための評価及び次期指定管理者の選定のため、総合評価を実施してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しましてご質問などございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

では、私から１点だけ。未定とされている第３回の公園部会ですけれども、大体１０月の何日ごろから１１月何日ごろまでを予定されているのでしょうか。

○都市総務課職員 今、委員の皆様には照会をさせていただいているところではございますが、１０月の２３日から１１月の６日までの間で今、照会をさせていただいております。一応ちょっと締め切り、早く切らせていただいたんですが、あさってで一応回答いただければ、そこでまた

調整して結果をお伝えしたいなどは考えております。

○部会長 では、よろしく願いいたします。

委員、どうぞ。

○委員 公募で手が挙がらなかった場合はどうなるのでしょうか。

○公園管理課職員 ゼロということですね。その場合には、規定により施設を休止するか、または市が直接運営をするということになります。

○委員 施設を休止。

○公園管理課職員 はい。ただ、今回のこの施設に関しては現実的ではないので、市のほうで直接運営する形をとることになると思います。

○委員 公表の方法はどうするんですか。ホームページとか。

○公園管理課職員 今回の資料に関しましてはホームページで公表をします。

○委員 それ以外の方法はとっていない。とらない。

○公園管理課職員 要望があれば紙の資料でお渡しするという形もとれるんですが、基本はホームページ上で公表をさせていただきます。

○部会長 今のホームページ上での公表というのは、他の、ほかの部局等の指定管理者の場合も同様ということなんでしょうか。

○公園管理課職員 はい、そうですね。

○部会長 そのほか、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員 今回、この昭和の森を指定管理の対象に、初めてしましたっけ。いろいろ市内に公園があるかと思うんですが、この昭和の森を、今回指定管理の対象にした、何か特別な理由というのはございますでしょうか。

○木津公園管理課長 公園管理課長の木津と申します。やはり市内で最大の面積を持っていて、また豊かな自然があるということで、民間に委託することによってイベントとかも開催できて、活性化、にぎわいの創出とかができるんじゃないかというのもありますし、それまでは昭和の森の協力会という地元の地権者さんの離農対策で組織された株式会社さんがずっと管理していたんですけども、平成26年からやっぱり広く公募で実施することにしまして、それで5年間やってきました。指定管理みたいな感じ、広く公募、どんな人でもいいですよという形でやってきたんですけども、それで大体指定管理制度を導入できるというようなことが、道筋が立ちましたので、今回改めて新しく導入に至ったということでございます。

○部会長 どうぞ。

○委員 前の業者が5年契約ということで、もし今回応募がなかった場合に、市が直接管理されると、来年に再度公募を募るということになるのでしょうか。

○木津公園管理課長 そうですね。また条件を見直して公募するかどうかはまた検討することになると思います。

○委員 わかりました。

○部会長 ではよろしいでしょうか。

では議題（2）については以上で終わります。

それでは議題（3）昭和の森の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてに入ります。

それでは募集要項、管理運営の基準、選定基準等につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○木津公園管理課長 公園管理課長の私から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

募集要項の7-1から7-6までありまして、7-1が募集要項、7-2が管理運営の基準で、その3が様式集ですね。7-4が基本協定の案で、7-5が選定基準。7-6が図面類です。かなり量が多いので、少しお時間がかかるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは7-1の募集要項をお開きいただきたいと思います。1ページをごらんください。

○部会長 あと当日配付の資料もありますかね。

○木津公園管理課長 当日配付資料があります。すみません、これ、お手元にあるかと思うんですが、まず当日配付資料の説明をさせていただきますと、最初1番、インデックスがついているところなんですが、修正箇所がありましたので、記載をしております。これは中の説明をするときにあわせて説明をしていきたいと思っております。

それと2番の抜粋ですが、建築保全業務共通仕様書を参考資料として抜粋をつけています。

さらに、公園緑地維持標準仕様書も参考資料としてつけております。

あと、基本業務作業区域図ということで、現在昭和の森では、園内清掃だとか草刈りとかいろいろやっているんですけれども、その作業図面を参考として添付しております。

あわせてごらんになりながら説明を聞いていただければと思います。

それでは、募集要項の説明に入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

1ページをごらんください。1番として、指定管理募集の趣旨でございます。昭和の森の一部施設を除く公園全体の管理に指定管理者制度を導入します。このたび令和2年4月1日からの指定管理者を広く公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集いたします。

2番として、募集要項等の定義です。募集に関して必要な事項を定めたもので、本募集要項にあわせて配付いたします「管理運営の基準」、「様式集」を「募集要項等」と定義いたします。

次のページをごらんください。3番、公募の概要です。(1)管理対象施設、これは昭和の森でございます。区域は資料7-6をごらんください。昭和の森の指定管理区域図がございます。青で囲った区域が昭和の森の全域でございます。この青の、水色の線の中から赤い区域を除いた部分を今回指定管理者を、対象区域として指定管理者を募集いたします。1つは、除外するのはフォレストビレッジ、民間で今、宿泊施設、キャンプ場をやっているところです。それとあと庭球場、野球場のスポーツ施設を除かせてもらおうと思っております。

戻りまして2ページ(2)の指定管理期間ですが、令和2年4月1日から令和7年3月31日でございます。

(3)業務の内容。後ほど詳細は管理運営の基準でご説明させていただきます。

(4)選定の手順でございます。先ほど流れの説明がありましたが、選定の手順については選定委員会の審査を経て第1順位から第3順位を選定します。第1順位の応募者との交渉の過程において、協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の応募者と順次協議を進めていくこととなります。

日程については、募集要項の公表・配付が8月15日、募集要項等に関する説明会を8月27日に行います。募集要項等に関する質問の受け付けを8月28日から9月3日。質問への回答を9月6日を予定しております。指定管理者の提出、指定申請書の提出期間ですが、9月27日から10月3日の間に提出をさせていただきます。その後、10月下旬ごろに選定委員会のヒアリング、選定を行います。選定結果の通知を11月上旬、仮協定の締結を11月中旬、市議会への議案の提

出が11月で、協定を結ぶのが年が明けて2年の1月ごろを予定しております。

3ページに移りまして、4、管理対象施設の概要でございます。（1）設置目的等ですが、ビジョンとして施設の目的・目指すべき方向性を記載しております。3つございます。1つ目が、「幅広い利用者層を誘致し、スケールの大きな自然の中で様々な活動や体験する場を提供するとともに、自然環境の保全に対する意識の普及・啓発を図る。」。2つ目として、「千葉市の豊かな自然環境と、その中で育まれている多様な生き物を保全し、次代に引き継いでいく。」。3つ目として、「広大な芝生広場や豊かな山林など、公園の持つ資源を最大限活かして、千葉市東部のにぎわいを創出し、千葉市の都市圏全体の発展に寄与する。」というのがビジョンでございます。

ミッション、これは施設の社会的使命や役割でございます。これも3つに整理しております。1つ目が、「我が国を代表する公園の一つとして「日本の都市公園100選」にも選定されていることから、更に特徴を活かした魅力向上を図り、市内のみならず、多くの方に豊かな自然環境の中で休息・鑑賞・散策・レクリエーションなど様々な活動や体験ができる場を提供すること。」。2番といたしまして、「ゲンジボタルやカタクリなど貴重な生き物だけでなく、多様な生き物の生息・生育空間として機能するために、生息・生育環境に配慮した維持管理を行い、現在の自然環境をいつまでも守り続けていくこと。」。3つ目といたしまして、「自然環境保全に対する意識醸成のため自然観察やボランティア活動などの機会を提供すること。」。以上でございます。

（2）特徴ですが、県内でも有数の規模を誇る千葉市の総合公園で、公園の一部が県立九十九里自然公園に指定され、また標高が21メートルと平坦な地勢の千葉市にあっては、本施設は高台に位置して、千葉市最高地点である標高101メートルの展望台からは、太東岬や九十九里一帯が一望に眺められる景勝地である。平成元年には我が国を代表する公園の一つとして、「日本の都市公園100選」にも選定されております。

4ページに移りまして、施設の概要を説明いたします。「管理運営の基準」を参照ということで、資料7-2の3ページをごらんください。施設の概要という表があります。これに基づいて説明をさせていただきます。

開設は昭和50年4月でございます。施設は面積約105万8,000平米ということで、106ヘクタールですね。有料施設としては、球技場、庭球場、貸自転車、駐車場、売店等がありますが、今回は庭球場と野球球技場は除かせてもらおうと思っております。無料施設として、遊具、広場、園路、このような施設がございます。

管理方法としては、有料施設は管理許可で、無料施設は業務委託により実施しております。特徴は先ほどご説明したとおりでございます。

戻りまして、資料7-1の4ページに戻っていただいて、（4）指定管理者制度導入に関する市の考えでございます。指定管理者制度導入による市民サービスの向上により、施設利用者の満足度を向上させる効果及び管理経費の縮減を見込んでいます。ということで、本施設の管理運営において、市が設定する成果指標より、数値目標は以下のとおりでございます。成果指標は①番、来園者数。②番として、市からの受託事業。こいのぼり展示を除いた分ですが、の参加者数。数値目標としては、①番の来園者数については40万6,000人以上。②番としては3,200人以上というふうに数値を設定をいたしました。

5番として、指定管理者が行う業務の範囲でございますが、指定管理者が行う業務の範囲は、本施設の管理とします。詳細は管理運営の基準の中に記載していますので、後ほど説明をいたします。

(1) 指定管理者の必須業務の範囲でございます。市から支払う指定管理料に含まれる業務ですが、これは大きく3つございます。アとして施設運營業務。イとして施設維持管理業務。ウとして経営管理業務の3つでございます。

(2) 自主事業として行うことができる事業ですが、これは指定管理者の負担により実施するもので、ア、イ、ウというような事業が想定されております。

(3) 再委託についてということですが、管理業務の全部または大部分、もしくは重要な部分を第三者に再委託することはできません。業務の再委託に当たっては、市の承認が必要となります。

6番、市の施策等との関係でございますが、指定管理者は公の施設の管理等に関する業務を、市にかかわって行います。したがって、指定管理者には一定の公的責任が問われ、市の施策等については市と同様に行うことが求められますということで、(1) 施策の理解をしていただくということ。(2) 市民利用。(3) は市内産業の振興。6ページに移りまして(4) 市内雇用及び障害者雇用の確保。それから(5) として男女共同参画社会の推進。それから(6) として環境への配慮。(7) 災害時の対応。(8) 暴力団の排除。それから(9) として特別提案をしていただくと。で、(10) その他でございます。

7ページに移りまして、指定管理者の公募手続ですが、ここでは先ほど日程を、選定の手続の日程を説明したんですけれども、その内容の詳しいところですので、項目だけの説明をさせてもらいます。(1) 番としては募集要項等に関する説明会を行います。(2) 番としては募集要項等に関する質問の受け付け。(3) として募集要項等に関する質問の回答。それから(4) として提出書類の提出についてです。(5) として、選定評価委員会(公園部会)への諮問。(6) ヒアリングの実施。(7) 選定結果の通知。(8) 選定結果の公表。(9) 仮協定の締結。(10) 指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結ということで、詳しく説明をさせていただいております。

10ページに移りまして、応募に関する事項です。

(1) 応募資格です。応募する者は、次のアからコに掲げた分ですけれども、これ、いずれにも該当する者であることが必要ですということでございます。

(2) は共同事業体での応募も可能です、という条件を書いております。

(3) 事業協同組合または事業協同小組合の応募も可能ということです。

(4) として有限責任事業組合の応募もできるということです。

(5) 重複提案の禁止ということで、1団体1応募とし、複数の応募はできませんということでございます。

それから(6) 失格。下に書いてありますアからクのいずれかに該当する場合は失格と、即失格というふうになります。

(7) 提出の書類です。アとして指定申請書関係でございます。次のページに移りまして、あとは真ん中辺にイ、提案書関係ということでございます。これは別途様式7-3につづってあるんですけれども、そこに一連の様式がありますので、その様式の定めるところに従って作成をしていただくということになります。

(8) 留意事項として必要な事項を(8) 番に記載をしております。

それから(9) 保険ですね。市は本施設に関し以下の保険に加入しています。指定管理者は、分担するリスクに応じて、適切な保険に加入することとなりますということで、現在市は市有物件建物総合損害共済とか、全国市長会市民総合賠償補償保険などに加入しております。なお、ほかの指定管理者については以下に示す5つぐらいの保険に入っているということでございます。



す。

(10) 番のその他ですが、アとして説明会・現地見学会等、定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはもうありませんということでございます。

9番、経理に関する事項です。14ページをごらんください。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるものがございますが、アとして利用料金収入でございます。それからイとしては指定管理料というものがああります。あとさらにウとして自主事業による収入。これが指定管理者の収入として見込まれるものです。

(2) 管理経費。市が支払う経費に含まれるものですが、アの人件費、イに事務費、ウに管理費が市が支払う経費に含まれているものです。

(3) 指定管理料の支払いですが、これは協定書に定める方法により支払います。基本的に全12回払いで翌月払いという形になっております。

(4) 口座の管理ということで、指定管理者としての別口座をつくってくださいということです。

(5) 番、利益の還元（余剰金の取扱い）についてでございますが、趣旨としましては、指定管理者が余剰利益を得た場合、経営努力によるものでもありますが、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものであります。したがって、計画を大きく超える利益があった場合は、その一部を市民に還元することも必要となるため、利益の還元をお願いしております。イとして利益の還元額でございますが、原則として余剰金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、余剰金と当該年度の総収入の10%に当たる額の差額の2分の1を市に還元していただくということをお願いしております。

そしてその例として、ケースによって還元額はこうなりますよというのを記載しております。

16ページに移りまして、還元方法でございます。これは協議に基づき、いずれかの方法により還元をしていただくということです。

10番、審査選定。(1) 選定方法ということで、提案書の内容等を以下の、このアからカに示す基準により、審査をしていただくこととなります。

17ページに移りまして、審査基準です。これについては後ほど、別途説明をいたしますので、一覧表をごらんになっていただだけで、この場は進めさせていただきたいと思っております。

18ページ11番、関係法規です。業務を遂行する上で、遵守しなければならない法令等を記載しております。その他関連する法規がある場合は、必ず遵守をしていただくということになります。

12番、参考資料としては、千葉市指定管理者制度運用ガイドラインを記載しております。

その他として、13番、その他ですが、業務の継続が困難となった場合の措置についての記載。それから(2)として協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置。それから(3)としてリスク分担に対する方針ということで、表で整理しています。市が想定する主なリスク分担について整理し、市と指定管理者で丸をつけた部分をリスク分担するというので整理しております。

以上で募集要項については説明を終わります。

続いて、資料7-2の管理運営の基準の説明に移らせていただきたいと思います。資料7-2の1ページをよろしいでしょうか。第1、総則です。

1、本書の位置づけといたしましては、募集要項と一体のものであります。本施設の管理運営に関し、市が指定管理者に要求する管理運営基準でございます。2として、管理運営に当たっての基礎的な遵守事項として3点ございます。

①は本書に示す基準を満たした施設の管理を行うということ。2つ目は法令等に従わなけれ

ばならないということ。3つ目として、市民の平等な利用を確保してくださいということを記載しております。

3番、指定管理者業務を実施するに当たっての前提ということで、(1) 指定管理者制度の適正な理解に基づく業務の履行。

それから(2) 施設の目的・目指すべき方向性等の適正な理解に基づく業務の履行ということです。先ほどご説明しました設置目的やビジョン・ミッションの特徴及び指定管理者制度導入に関する市の考えの適正な理解に基づき、業務を実施していただきたいと思っております。ビジョン・ミッション等、表になってはいますが、これは先ほどの募集要項に記載したものと同じでございます。

(3) 市の施策の適正な理解に基づく業務の履行ということで、募集要項の6、市の施策等との関係に示す施策を踏まえ、管理運営の体制の構築や業務の実施を行っていただきます。アとして関係法令等を遵守した業務の履行ということで、募集要項の11の関係法規に示す法令等を遵守して業務を履行してくださいということです。

それと先ほど協定で、リスク分担に基づいた業務の履行をしていただきたいということで、先ほど説明したリスク分担に関する方針に基づき、業務を履行していただきたいと。リスク分担は最終的には協定書によって定めたいと考えております。

3ページに移りまして、施設の概要でございます。1番の施設概要は先ほど説明したとおりです。

2番の指定管理者の管理すべき区域についても、先ほど図面でお示ししたとおり、昭和の森から一部区域を除いた部分全体ということです。

2番の、一番下に書いてあるんですけども、指定管理者の執務室は管理区域内に市が設けるということで、今ある管理事務所の一部に執務室を設けたいというふうに考えています。

それから第3、施設運営業務。1番の運営業務の基本方針でございます。指定管理者は創意工夫やノウハウを積極的に活用し、合理的かつ効率的に業務を実施し、利用者満足の向上、利用者の啓発に努めること。また利用者の安全・衛生及び快適性の確保に努めること、ということで、方針を示しております。

それから2、運営業務の範囲につきましては、以下に示したアからエの4つの範囲のとおりでございます。

3番、供用時間及び供用日でございます。ここでは有料公園施設について、供用時間・供用日が条例で定めておりますので、それを守っていただくんですが、市長の承認を得て、その有料公園施設というのは、駐車場と貸自転車でございます。今回2つございます。指定管理者は市長の承認をもって、供用時間を変更したり、供用日以外の日に供用することも可能でございます。

それから4番、市民利用についてですが、ここに記載した「土気ロック祭」とか「サマークロスカントリー」などのイベントがありますので、運営に当たっては、長期イベント等の主催者と協力し、公園利用者の支障とならないように配慮していただきたいと思っております。

その他、市の主催・共催・後援する事業について、園地の優先確保に協力していただくということを記載しております。

5番、利用料金制度導入に当たっての留意点です。

(1) 利用料金の設定ですが、経理に関する事項に示すとおり、本施設内の駐車場及び貸自転車では、利用料金制度を導入いたします。指定管理者は条例で規定する額の範囲以内で、市長の承認を得て、利用料金を定めることができます。額については後ほど説明をいたします。

利用料金の（２）利用料金の減免ですが、これは条例や施行規則に基づく減免を行ってくださいと。ただし、貸自転車について、市民の日は毎年変わるんですけども、無料貸し出しを行ってくださいということをお願いしています。

（３）利用料金の徴収・管理についてですが、指定管理者は使用者が使用許可申請書を提出する際、利用料金の徴収を行い、使用許可書を発行するという事で、基本的に全納していただくということになります。

続きまして、５ページに移っていただきまして、上から３行目なんですけれども、駐車場については指定管理者制度の導入に合わせて、時間性の料金体系へ変更することとなりましたので、指定管理者負担によるリースにて料金の精算機を導入してくださいということをお願いしております。

（４）有料施設の利用実績。過去５年間を下記のとおり記載しております。

それから６番の使用許可でございます。有料公園施設の使用許可、使用取り消し及び使用制限に当たっては、条例を遵守して行わなければならないということで、あわせてここで、２行目に「千葉蘇我球技場条例」とかというふうに入っちゃっているんですが、これは削除していただきたいと思います。申しわけございません。

それから広報ですね。指定管理者は、市民利用の促進、利用促進を図るため、積極的かつ効率的に広報・宣伝を行うことということで、下に示すような媒体を使って、積極的にプロモーション活動を行っていただきたいということをお願いしております。

それから８番として、施設貸出業務です。指定管理者は、各施設の貸し出し・利用について、利用者の利便性を大事にするということでございます。先ほどの貸し出し、有料施設ですけども、まず最初に駐車場がございます。第１駐車場から第３駐車場までございまして、全部で８２４台で、供用時間は８時半から５時半です。料金としては１時間につき１００円、最大４００円。大型車は１日１,６００円ということに設定をさせていただいております。ちなみに今は１日１回４００円というのを、この指定管理者導入にあわせて、利用実態にあわせて変更していきたいということでございます。

（２）貸自転車。これは第１サイクリングセンター、第２サイクリングセンターで貸し出しを行っております。全部で２６８台ございまして、供用時間は９時から５時ということで、これも時間、間違えておりますので、先ほどの修正の中にも書いてありますけれども、９時から５時ということで、直していただければと思います。料金については、一般が２時間につき２００円、小・中学生１００円、補助椅子５０円ということで、これは現行と変わらないということです。

９、施設の利用受付業務ですが、指定管理者は、受け付け業務として、利用者の利用受け付け、料金徴収、各種の案内、利用者への対応等を行うことということで、記載しております。

１０の接客業務等。（１）接客です。利用者の利便性及び安全性に配慮し、利用者に対し公平な運営に留意してください。

（２）要望・苦情対応については、誠意を持って対応してください。速やかに市へ報告してくださいというようなことを記載しております。

７ページに移りまして、（３）番、ユニバーサルサービス、（４）番、迷子・拾得物、（５）番、ホームレスの取り扱い、（６）番、園内放送等について業務の内容を記しております。

１１番、備品・用具等の貸出についてでございます。施設備えつけの備品、用具等を必要に応じて貸し出すこと。また、さらにみずから調達した備品、用具等を設置、または貸し出すこともできます。当然、市と事前に協議をしてくださいということ定めております。

それから12番、専門員の配置。必要に応じて専門員を配置してくださいということ。

13番、情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持に関することということで、（1）情報公開、（2）番、個人情報の保護。「個人」の「個」が抜けちゃっていますので、入れてください。すみません。それから（3）秘密の保持ということで記載をしております。

それから14番、急病等への対応も適切に行ってくださいということです。

それと15番、災害時の対応ということですが、これについては本施設に関する対応マニュアルを作成してくださいということをお願いしています。それから、本施設は「千葉県大規模災害時における応援受入計画」において、県広域防災拠点として指定されているので、その際は県に協力をしなさいということを書いております。

あと、喫煙防止については、これも訂正文のほうに直しを入れてありますので、健康増進法だとか、千葉市の受動喫煙防止条例ができましたので、その内容を記載しております。基本的には配慮しなさいというか、事務室は4月以降からはもう絶対に吸えないということ、事務所の外でも吸えないということになります。

それから17番、市からの事業実施受託業務についてです。以下の事業、次のページに一覧表が出ているんですけども、市からの受託事業として実施、継続して実施してください。それは費用は指定管理料に含まれていますということで、次のページをご覧くださいと、既に今もやっている事業ですので、これは継続してやってくださいというお願いをしております。費用はもう指定管理委託料の中に盛り込んでおります。内容はこいのぼりの展示や、自然観察会、ホテル観察会、親子たんぼ、カタクリ特別鑑賞会でございます。この参加者を指標として挙げております。

それから18番の指定管理者の自主事業です。施設の興行の企画・誘致業務です。指定管理者は、本施設を利用して、本施設の設置目的に適合する範囲において、みずからの企画による興行を実施し、または興行の誘致を行い、自らの収入とすることができます。費用は全て指定管理者の負担となります。市からの指定管理委託料は充ててはいけませんということに記載しております。

興行誘致に当たっては、一番下に示してあるア、イ、ウ、エ、オですね。次のページもいきますけれども、この内容、条件を満たしてくださいということで、本施設の設置目的に適合しないようなイベントはやっちゃだめよということを書いております。

それから（2）番として売店の運営・飲食・物販事業についてですが、施設内の既設の売店については、市の管理許可を取得して、その運営を行うことができますとしております。また新たに市の設置許可を取得して、利用者にさまざまな飲食とか利便性を高めるための物品を提供・販売することも可能ですということでございます。

第4、施設維持管理業務についてです。1番、施設維持管理業務については、指定管理者は本書のほか、先ほど参考資料でおつけしました「建築保全業務共通仕様書」とか、「千葉市公園緑地維持標準仕様書」を参考に、業務を履行していただきたいということを書いております。

以下の基本方針を踏まえ、維持管理業務を遂行してくださいということで、アからクに方針を示しております。

2番、11ページに移りまして、業務の対象範囲です。アからケまで書いてあります。アとしては建築物維持管理業務。イとして建築設備維持管理業務。ウとして設備・備品等維持管理業務。エとして園地維持管理業務。オとして外構施設維持管理業務。カとして清掃業務。キとして環境衛生管理業務。クとして保安警備業務。ケとして各施設のその他維持管理業務でございます。

3番の用語の定義でございます。(1)の点検、(2)保守、(3)修繕について、用語の定義をしております。

4番、建築物維持管理業務からずっといきまして19ページまでは、先ほど業務の対象範囲でご説明しましたアからケの各業務について、細かい内容を書いておりますので、ここでは時間の都合上、割愛をさせていただきたいと思っております。

19ページの第5、経営管理業務に飛ばせてもらいたいと思います。1として指定期間前準備業務ということで、指定管理者として指定された事業者は、指定期間前の業務として、下に示しておりますアからカの業務。指定期間前準備業務ということで、行ってくださいということを示しております。

2番として、事業資格・業務体制準備業務ということで、(1)事業資格ということで、業務を実施するために必要な官公署の免許や許可及び認定を必ず受けてください。

(2)業務体制として、必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、当該施設に配置してくださいということで指定をしております。

それから3番として、事業計画書作成業務でございます。毎年度当初に事業計画書を市に提出し、その承認を得ることということで、作成していただきます。

4番として、各年度協定締結業務といたしまして、基本協定及び次年度事業計画書(案)等に基づき、市と次年度の各年度協定を締結することということで、これも規定しております。

それから5番として、事業報告書作成業務ということで、月事業報告書及び事業報告書を作成すること。事業報告書は、前年度事業報告を毎年度4月末までに市へ提出。月事業報告書は翌月10日までに出してくださいということを示しております。

6番として管理規定・マニュアル等の作成でございます。運営管理を行う上で必要となる各種規定、要綱、マニュアル等を作成することとしております。

それから7番、事業評価(モニタリング)業務ということで、利用者の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、定期及び随時に結果について市に報告することということで、(1)利用者アンケートをしてくださいということと、あと(2)施設の管理運営に関する自己評価を求めて市へ提出してくださいと。21ページに移りまして(3)定期及び随時の評価ということで、市は評価の結果を指定管理者に通知いたしますということと、結果改善を要するとされた事項については改善計画書を作成し、市に提出することということで規定をしております。

それから8番、関係機関との連絡調整業務、9番、指定期間終了時の引継業務ということで、円滑に引き継いでくださいということで規定をしております。

第6、その他の重要事項ということで、1番、光熱水費等でございます。運営維持管理上必要となる電気、ガスとか水道代は、原則として指定管理者の負担といたします。

2番、修繕等の扱いです。修繕の実施に関しては、1件当たり100万円以下の修繕は指定管理者の負担となりますということで、記載しております。

それから3番、小規模修繕業者登録制度を活用してくださいということで、原則として登録されている業者から選定をして修繕をさせていただきますということをお願いしております。

4番、保険等については、先ほどもお話ししましたが、必要な保険には加入してくださいということを示しております。必要となる保険料は管理経費に含まれるものとするが、保険等への加入行為や申請は指定管理者が行ってくださいということです。

それから5番、再委託はいけませんということと、6番、記録はきちんと保管をしてくださいということで、23ページにその保管の年月とかを記載しております。

7番、公租公課、それから8番、諸届け、9番、その他、本書に記載のないものについては市と協議の上、対応しますということで記載しております。

第7、経理に関する事項です。以下の収入を自らの収入とすることができるということで、利用料金収入、指定管理委託料でございます。指定管理委託料の上限額についてはここに記載がありますが、5年間で3億5,588万円ということで、設定をしております。これが上限額となります。

それから3番、自主事業実施による収入。これは指定管理者の収入になります。

それから管理経費。市が指定管理者に支払う指定管理委託料に含まれるものは以下のものがございますということで、(1)人件費、(2)事務費・管理費、(3)委託料でございます。

5番、利益の還元、余剰金の扱いについては先ほどご説明をしたので、省略をさせていただきます。

以上で管理運営の基準の説明は終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして7-3に提案のときの様式集、一連のものがセットされております。

7-4につきましては基本協定書の案でございます。ここは説明、省かせていただきます。

7-5、予定候補者選定基準をご説明させていただきたいと思います。

1ページを開いていただければよろしいでしょうか。資料7-5の1ページ目です。1の審査方式でございます。本選定基準は、募集要項、管理運営の基準等の内容に基づき、選定評価委員会が応募者から提出された提案書等を総合的に評価するため、基準として示すものということです。

(1)形式的要件審査ということで、これ第1次審査でございます。これは応募者が募集要項に記載する応募資格要件を満たしていることを事務局が確認するということです、これ、事務的に行わせてもらいます。

(2)番として提案内容審査、これ2次審査になります。これは各委員さんに評価していただくんですが、本選定基準に示す採点基準に従って、各委員が各審査項目を評価及び採点し、採点結果の委員1人当たりの平均を審査項目ごとに算出後、合計して総得点を算出いたします。算出した総得点をもとに、選定評価委員会における合議により、最優秀提案、第2順位、第3順位の提案を選定いたします。なお、総得点の差が満点の1%以内であるときは、得点の高低から順位を決定することは妥当ではなく、総合的な評価を行うという観点から総得点にかかわらず、評価委員会における合議により順位を決定いたします。

イとして選定評価委員会の委員の除斥ということで、選定評価委員会の委員が本募集に係るいずれかの応募者の利害関係者である場合は、参加することはできませんということが記載されています。

それと(3)として指定管理予定候補者の決定。最優秀提案の選定結果を踏まえ、市長が指定管理予定候補者を決定いたします。

審査の流れは以下のとおりでございます。

続きまして3ページへ進み2、形式的要件審査、これは1次審査ですので、事務局のほうで実施することとなります。

4ページに移りまして、提案内容の審査、これは2次審査です。審査方法としましては、審査項目及び配点でございます。それに基づいて審査をしていただくんですけども、大きな項目として6つございます。原則として1項目5点を配点しています。

上から行きますと1番として市民の平等な利用を確保するものであること。(1)として管理運営の基本的な考え方、配点5点です。

2番、施設の管理を安定して行う能力を有することということで、8つほどありまして、1つは同種の施設の管理運営実績。団体の経営及び財務状況。それから管理運営の執行体制。4つ目として必要な専門員の配置。(5)として業務移行体制の整備。(6)従業員の管理能力向上策。(7)番、施設の保守管理の考え方。(8)番、設備及び備品の管理、清掃、警備等ということで5点ずつ配点して、40点でございます。

3として、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないことということで、(1)関係法令等の遵守。(2)リスク管理及び緊急時の対応ということで5点ずつ配点して10点。

4番として、施設の効用を最大限発揮するものであることということで、(1)供用時間、供用日の考え方。(2)利用料金の設定及び減免の考え方。(3)施設利用者への支援計画。(4)施設の利用促進の方策。(5)利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方。(6)施設の事業の効果的な実施。(7)成果指標の数値目標達成の考え方。(8)自主事業の効果的な実施ということで、これも原則として5点配点して、トータルで40点です。

大きな項目5番として、施設の管理に要する経費を縮減するものであることということで、(1)収入支出見積りの妥当性。管理経費(指定管理料)についてなんですけれども、これは配点が10と20点ということで、合計で30点ということで設定しております。

6番、その他市長が定める基準ということで、(1)市内産業の振興、市内業者の育成、市内雇用への配慮、障害者雇用の確保、施設職員の雇用の安定化への配慮、特別提案ということで、1から5までは3点でございます。特別提案については5点ということで、ここは配点20点。合計で145点満点を配点しております。

5ページに移っていただきたいと思えます。先ほどの表の中であった、この中で原則として5点を配点するんですが、(1)の収入見積りの妥当性については10点ということとしております。管理運営を適正に行っていくためには、妥当な見積りに基づく収支計画が重要であるため10点ということなんです。

(2)の管理経費(指定管理料)については、過度なコスト削減による市民サービスの低下は防ぐべきであることを踏まえ、全市的な方針に基づく配点割合ということで、満点の5%以上20%以下ということで方針がありますので、その範囲内の20点というふうにいたしました。

6ページに移りまして、各項目の審査・採点方法でございます。原則として以下の基準による5段階評価で採点をしたいと考えております。A、B、C、D、Eの5段階で、Aは最もよいもので、配点掛ける1。Bについては配点掛ける0.8。Cについては配点掛ける0.6。Dは水準に満たない業務が行われるということで0.2。それから水準に明らかに満たない提案ということで、Eは0点ということでございます。過半数の委員がDを評価して、または1人以上の委員がEを評価した場合、委員会で協議をしまして、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断してもらいます。全ての委員がEを評価した場合は、直ちに失格となってしまいます。

続きまして7ページをごらんください。採点の基準です。原則は先ほど説明したとおり、5段階評価で、1、0.8、0.6、0.2、ゼロというふうになっていくんですけども、それ以外に配点をしているところを説明をしたいと思っております。

まず最初に、ここに最初の四角のところ、「市民等の平等な利用を確保するものであること」ということが抜けちゃっているんで、(1)の上に大きな大項目が入ります。その下の細長い四角の中にも大きな大項目2が入るんですけども、そのうちの2のほうで、同種施設の管理運営実績(配点5点)なんですけれども、これについてご説明させていただきますと、ア、イ、ウ、エという4段階に分けております。アについては、これは満点で、50ヘクタールを超える

都市公園の管理運営実績があること……すみません、これ、正誤表の裏のページの7番見ていただいでよろしいでしょうか。少し修正をさせていただいておりますので、修正後のほうを見ていただきたいと思うんですが、管理運営実績（配点5点）の部分です。

アについては50ヘクタールを超える都市公園の管理運営実績、直近15年以内に、通算3年以上の実績がある場合は5点、満点にしたいと思っております。それから次、イになります。10ヘクタール以上の都市公園の管理運営実績ということで、直近15年以内に3年以上の実績がある場合は3点。今度は10ヘクタールにしております。それからウは、都市公園の管理運営実績がある場合は、15年以内に3年以上の実績ですけれども、それが1点と。全く管理実績、アからウの管理実績がない場合は0点というふうに実績を評価したいと考えております。

それでは、本文のほうの8ページに戻っていただいて、（2）の団体の経営及び財務状況でございます。これについても5段階評価で、配点の考え方は同じです。

それから、12ページにいきまして管理経費。配点、これ20点なんですけれども、基礎点というのがありまして、提案が基準額を超えていない場合は12点を加算ということで、加算点、配点8点で、これは10%以上削減で満点になります。なので、下にありますとおり「（加算点）＝8×（基準額からの削減率）／10%」ということで計算をして算出した点数を加点して、点数を出していくというふうにしております。

それから13ページに移りまして、市内産業の振興、これは配点3点です。原則市内業者と準市内と市外ということで、点数を配点しております。3段階です。

それと市内業者の育成、配点は3点です。これは4段階になっておりまして、A、B、C、Dということで3、2、1、ゼロということで配点をしております。

次の14ページに移りまして、市内雇用への配慮、これも配点3点で、4段階評価をしております。以下のとおり示した内容ですので、機械的に入ってしまうのかなというところです。

それとあと、障害者雇用の確保、これも配点3点で、これについては法定雇用率達成状況という、aの法定雇用率達成状況と、bの施設における障害者雇用ということで、この2点を合計した得点が配点されます。

16ページに移りまして、施設職員の雇用の安定化への配慮ということで、これも配点3点で4段階評価としております。

それから最後、特別提案ですが、これ配点5点で5段階評価をしております。Aは極めてすぐれた内容。Bはすぐれた内容。Cは特にすぐれた内容ではないけれども、提案が有効であろうと。Dは同程度の提案のみということで、Eとしては提案がない場合は0点と。ただこれは、0点でも失格にはならないというところです。

すみません、以上で説明を終わりたいと思います。駆け足で申しわけございませんでした。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。

それではこの後、ただいまのご説明に対しまして、ご質問等をお願いするのですが、すみません、その前に1つ。資料7-2の最後の別表1「基本業務作業数量内訳書」というものと、きょうの追加資料の最後の「基本業務作業区域図」というところで、簡単にどんなことを基本業務としてやってもらうんですというのを説明していただくと。

○木津公園管理課長 そうですね。これは現在、業務委託で管理をしている作業内容でございます、別途で配った4の一番最初の図面を見ていただくと、こっちの表と見比べていただくと……。

○部会長 ちょっとごめんなさい、まだ皆さん、図面のほう見せていただいて。



○木津公園管理課長 この、こっちの表ですね。と、7-2の一番最後のこういう一覧表があるかと思うんですけども、表のほうで園内清掃-1というのが一番上段に書いてあるんですけども、これは主に広場や利用頻度の高い園地の清掃ということで、月2回ずつやって年24回で、対象の面積が22万2,540平米ということです。その対象となる清掃の面積がこのオレンジ色で塗ったところですね、園内清掃-1と書いてあるんですけども、ここについて月2回の清掃をやっていきますということになります。

園内清掃-2というのについては主に園路になるんですけども、園路、ピンクが入っていますが、ここは基本月2回なんですけれども、1月、2月、3月は1回。冬はあまり汚れないということで、1回の回数になっています。合計21回の清掃を行うといったことです。

あと屑籠とか、便所ですね。屑籠清掃、便所清掃というのものもあるんですけども、こちらはこちらの表と対応して、便所清掃-1というのは青い丸ですね。青いところ、中心的な、やっぱり人が集まるようなところのトイレなんですけれども、ここについては頻度が、高頻度でトイレを清掃しておりまして、表を見ると月8回から9回、冬は4回から5回ぐらいになってしましますが、清掃をかなり、週2回ぐらいは最低やるということで実施しております。

便所清掃-2というのが、わかりづらいんですけども白丸に、何というのかな、ちょっと薄い肌色かな。ちょっと図面だとわかりづらいんですが、頻度の低いトイレだと月4回から5回ということで、大体週1回程度の清掃をしているということです。

この図面の次のページを見ますと、今度は除草ですね。除草もこちらの表に対応しますと、除草-1ですと赤いところをやっているんですけども、これは年3回やっているということです。園路際ですね。除草-2については年2回を実施しております。

こういった形で、次の図面3枚目については草刈りですね。これも大体草刈りは表で見ますと2回程度です。それから次のページ、芝刈りの図面ですけども、下は昭和の森の特徴である大きな芝生広場というのがこちら辺にあるんですけども、その芝刈りの回数。芝刈（5連リールモア）というやつでやっているんですけども、毎月やっていますね。ここは人が一番集まる場所ですので、頻度は高く芝刈りを実施しているという状況です。

あとは芝生の、次の図面を見ますと、目土かけや芝生の施肥、それから菖蒲田なんかも管理をしておりまして、菖蒲田の除草は表で見ますと年4回実施しています。この菖蒲田のはこのちょうど谷津地形になった谷の部分ですね。ここはショウブがきれいだし、田んぼの作業とかもやっている。片斜面にはカタクリが咲いたりするところです。

ということで、作業表とこの図面は対応しているということで見ただけだと思います。

○部会長 ありがとうございます。

では、質問ですけども、そうですね、ばらばらと飛んでしまうとわかりづらいということもあるので、まず指定管理者の募集要項、7-1について質問をして、ある程度出たところで7-2、7-3という順にいきたいと思いますが、もちろん、それぞれ関係することがあればその場でということでもいいかと思うんですが、まず7-1の指定管理者募集要項についての質問等ありましたらお願いいたします。

委員、どうぞ。

○委員 いいですか。4ページですけども、成果指標があるんですよ。来園者数と市からの受託事業参加者数、これはどうやってこの人数をつかむんですかね。

○木津公園管理課長 利用人数の算定ですか。

○委員 そうです、そうです。

○木津公園管理課長 今、来園者数は駐車場利用台数に係数を掛けて、カウントは入り口で全

部できないので、駐車場に停まった車に数値を掛けていると。

○委員 ということは駐車場を使わない人は入らない。

○木津公園管理課長 それを見越して、少し係数を。大体二、三人で乗ってくると思うんですけども、それより多い数字を掛けています。

○委員 そうですか。じゃ、かなりラフなんですね。

○木津公園管理課長 そうですね。実態調査を各入り口で24時間あいていますので、はかるのはなかなかできないということです。

○委員 それと駐車場もあれ無料のときにははかりようがないんですよ。

○木津公園管理課長 そうですね。今のところそれでカウントをしてきているところです。

○委員 その指数は書いていませんよね。

○木津公園管理課長 書いていないですね。

○委員 書いていませんね。

○委員 関連してよろしいでしょうか。

○部会長 どうぞ。

○委員 平均値を基準とされていますけれども、この平均値が具体的に幾つなのか、平均に対して何割増しを期待しているのかがわからないと、現状に対して何をどう提案すれば良いのかがおそらくイメージできないのではないかと思います。平均にくらべてどのぐらい増した値を目標としているのでしょうか。

○木津公園管理課長 平均が40万5,000なので。

○委員 ということはほぼ平均、今までの平均と同じことやってくれれば良いというメッセージと考えてよろしいですか。

○木津公園管理課長 そうですね、一応それを今のところ。波があって、過去、最近の3年ですと、44万人近いときから36万人ぐらいの、結構幅があるので、天候だとかいろんな何か要素があって、余り大きく設定しちゃうと、かなり厳しい評価になってしまうということで、とりあえずは平均という形にさせてもらっているんですけども。

○公園管理課職員 評価の際に、その目標に対して、120%以上だとA評価で、105%以上120%未満だとB評価みたいな形で、どのくらい超えたかによってA、B、C、D、Eという評価をつけていくので、余り目標自体を高くし過ぎてしまうと、逆に達成ができなかった場合に全く評価がされないということになるので、大体一般的にどの施設も平均値をまず目標として定めて、それに対して何%ぐらいという評価をしていきます。

○部会長 この数値目標は5年間同じままということでよろしいのでしょうか。

○公園管理課職員 そうですねこのまま、基本的には5年間これが継続して目標になります。

ただし、提案の際にもっと高い目標を提案者が設定することは可能ですので、もしそういう設定があった場合に対しては、それに対して達成できたかどうかというのを評価をしていくことになります。

○部会長 委員、どうぞ。

○委員 関連しますが、数値目標40万6,000人に市民利用の、7-2に入りますけれども、土気ロック祭とかサマークロスカントリーとか、こういうのは入っているんですか。

○木津公園管理課長 駐車場利用すれば、それはカウントはされるということになります。そこに参加した人数は数えてはいないので。

○委員 あとこの市民利用の、こちらは人数が把握できるから別目標にして3,200人というのを入れているのでしょうか。

- 木津公園管理課長 3,200人です。これも過去3年間の平均参加人数を基準としています。
- 委員 これは駐車場じゃなくということですか。
- 木津公園管理課長 こちらは、参加人数は把握できますので。こいのぼりは除きますけれども。
- 委員 無料でも把握しているんですか。
- 木津公園管理課長 観察会なので、当然申し込みが入りますから。
- 委員 こいのぼりは申し込み等がなく、自由に行けちゃうから除くということですか。
- 木津公園管理課長 そうですね。
- 委員 もう一つ。
- 部会長 どうぞ。
- 委員 15ページですけれども、この自主事業から収益とかありますね。ここにあるこの数字、業者が我々に示したこの数字。これが正しいかどうかというのはどうやって確かめているんですかね。
- 木津公園管理課長 余剰金が出た……。
- 委員 ええ、余剰金が出たりしますよね。だからもともとの数字が正しくないと、結果も違ってきますでしょう。
- 木津公園管理課長 そうですね。
- 委員 だから費用だと、100万円かかりましたよといっても、その100万円が正しいかどうかわからないですね。どうやって確かめているのかなと思って。というのは、ほぼ予算に近い数字が出てきますので。疑えば自分の会社の違うところの費用を持ってきていてもわからないんじゃないかなと思う。
- 木津公園管理課長 別で口座をつくって管理してくださいということにはしておりますけれども、私たちはもう上がってきた報告書を信じて、それに対して、じゃ、それを全部、領収書を全部チェックするということはないので、上がった報告書を信じて、それを正としております。
- 委員 ちょっと気にはなるんですよ。
- 部会長 どうぞ。
- 委員 今のページになりますが、指定管理料の基準額、3億5,588万円、これは5年間でということで先ほど説明ありましたが、現在の協力会さんへの業務委託料というのは幾らなんですか。年度でもいいですけども。
- 公園管理課職員 概算なんですけど、園地の管理という意味で大体5,000万円ぐらい。5,000万円から6,000万円ぐらいの委託を発注してまして、そのほかにもともと予定というよりは緊急的に必要になった、例えば危険木が発生したので切らなきゃいけないとか、そういったものは除いて、年間の公募で契約しているのが大体5,000万円から6,000万円ぐらいの間ぐらいで今、契約をしています。
- 委員 何でこれを聞いたかという、3億5,000万を年で割ると7,100万ぐらいでして、プラス駐車場とレンタサイクルが、普通車とか大型車とか分かれているので、ざっと見る限り、貸自転車はちょっと子供の料金と大人の料金の区別があるのでわからないんですけども、ざっくり2,600万から2,700万ぐらいの収入があるんですね。と考えると、指定管理料と合わせて約1億円ぐらいになるのかなという、ざっくりなんですけれども。もちろんこの辺も見込んだ上で3億5,500万というのは定められているということですよ。
- 木津公園管理課長 そうですね。

○委員 そうすると、かなりふえるというイメージですよ。

○木津公園管理課長 ふえるというよりは、今かかっている費用を積み上げて、それにあとは物価上昇率だとか、あと消費税が10%上がるので、それを上乗せしているということで、決してふえるということではなく、逆に今、我々がやっているよりは若干その……。

○委員 下がるということになりますね。

○木津公園管理課長 本当、わずかですけれども、下がるよというよなことで試算はして、設定しているわけです。

○委員 5,000万から6,000万というのは業務委託料だけであって、別にかかっている費用を今、千葉市が負担しているのです。

○公園管理課職員 そうですね。例えば市が負担している光熱費とか、あと市が職員が直接作業している分もありまして、その部分も今度からは指定管理者が負担するようになりますし、あとは駐車場の管理費とか、貸自転車の管理費、人件費も含まれますが、その部分が今、市から払っている委託料とは別に、今協力会さんが持ち出しでやっている部分になりますので、そこも指定管理料だったり、駐車場からの収入のほうで見ていくことになりますので、トータルで見ると市の歳出は減るといふふうに見込んでおります。

○委員 了解しました。

○部会長 どうぞ。

○委員 関連するかもしれませんが、21ページの修繕のところ、100万円以下のものは事業者が負担するということですが、昭和50年設立なので、結構古いですよ。そうするとこの管理会社の責になくとも修繕しなければならないものが当然あるかと思えます。これまでの修繕の履歴、あるいはこの事業者が管理する5年先に、どういったものの修繕が起こりうるかという情報は、公開されるのでしょうか。

○木津公園管理課長 そうですね……施設は確かにこういう施設がありますよというのは出ているんですけども、いつごろ建ったかというのはありますが、修繕経費がどこまで提示できるかというのが、細かい数字が結構やったりはしているのです、そこまでは出せませんけれども、施設の情報は提供はしていきたい。

あと、大規模な、これを超えるような大規模な修繕についてはもう市の負担ということ。協議をして、市の負担が基本になるのかとは思いますが、細かい修繕は指定管理者さんがやっていただくということで、過去3年間の市で実施した修繕については、28年は300万円ぐらい。29年は150万ぐらい。30年はちょっと多いんで500万を超えているんですけども、そういった形である程度そのぐらいで、平均で3~400万ぐらいではあるのではないかなというふうに思っております。

○委員 わかりました。

○部会長 どうぞ。

○委員 もう一度すみません、成果指標、数値目標のところに戻らせていただきますけれども、この年当たりの利用者数というのは実態として減っているのでしょうか、ふえているのでしょうか、ここ数年。

○木津公園管理課長 3カ年はそんなに大きくは変わっていないのかな。40万人前後で推移しているんですけども、その前はもうちょっと、少しく……。

○委員 若干減るような。

○木津公園管理課長 はい。

○委員 こういう形で成果指標、数値目標を掲げられているわけですけども、こういう利用

者数というのはよくこういう目標値に、指標になることが多いと思いますが、実際この審査項目の中でも、より高い数値目標を設定しているというのがより得点が高くなっていますけれども、これはコメントになりますが、今回のこの昭和の森のような事案は、町なかにあるような公園ではなくて、規模は大きいですが郊外にあって、しかもこのミッションやビジョンのところにも書かれていますように、基本的には自然環境の保全・活用ということをベースにするというふうになっておりますので、余り利用者をふやすということに評価の重きを置くというのは、私は違うんじゃないかというふうに思います。

イベントをがんがんやる、イベント自体はいいと思うんですが、その人数で簡単に評価できるものでもないと思いますし、ひっそりと散策したり、そういうなかなか表に出てこないような利用をされている方が満足されているのであれば、こういう公園というのはちゃんと価値を發揮しているというふうに考えていますので、余り利用者をやみくもにふやそうとか、そういうところで評価はしないほうがいいんじゃないかというふうに、個人的には思います。

○委員 いいですね。

○委員 そうですか。

○委員 気がつかなかった。

○部会長 じゃ、ちょっと私からですが、この7-1の中に昭和の森の住所はどこにも、もしかして出てきていないでしょうか。

○木津公園管理課長 そうですね、7-2のさっきの施設概要のところ、3ページですね。募集要項のほうには書いていなくて。

○部会長 7-1だと施設の概要で管理運営の基準を参照とって引用しちゃっているんで、そうするとどこにも出てきていなくて、わかっていることではあるけれども、一応昭和の森の住所とかはどこかには出てきたほうがいいのではないかなと。管理対象施設、最初の2ページのところで「昭和の森（以下「本施設」といいます。）」とあるところに入れるとか、あったほうがいいのかないかなと思いました。

それから、これも細かいところではありますが、7ページ。7-1、7ページの、指定管理者の公募手続の中の、募集要項等に関する説明会（現地見学会を含む。）というところで、場所として「千葉市緑公園緑地事務所」とだけあって、これも住所等がありませんし、電話番号もないですし、知っている人は知っているんだと思うんですけども、これ、昭和の森の中ですよということですから、ここに集まってください、そのまま現地の見学をしますよという流れだと思うんですが、その辺もわかるようにしたほうがより親切かなとは思いました。

○委員 もう1点よろしいですか。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 ちょっとどこでお聞きすればいいのかわからないので、お聞きします。冒頭この一番最後の指定管理区域図の説明をしていただいて、フォレストビレッジと庭球場、球技場に関しては今回の指定管理区域から除くというご説明だったかと思うんですが、そのことはどこか、言葉としてはどこかに書いてあるんでしょうか。ちょっと発見できなかったものですから。それがもしないんであれば、書いておいたほうがいいかなと。

○木津公園管理課長 そうですね、それは書いていないですね。

○委員 思うのと、あと関連して、指定管理区域からは除外されるわけですが、例えば何かイベントをやるときに協力するとか、協働で運営するとか、指定管理者と。あるいはモニタリングですか、アンケートとかそういうのをこのフォレストビレッジの宿泊者にもお願いするとか、何かそういう協力関係は可能なんではないでしょうか。いや、可能であるべきだと思うんで

すけれども。

○木津公園管理課長 それは可能です。

○委員 大丈夫。であれば、そのこともどこかに書いておいたほうがいいのかなどというふうに思いますが。ここは全く関係ないですよというようなことではなくてですね。

○木津公園管理課長 この記述が図面でしかないの、少し加えたほうがいいのかなど思いました。ありがとうございます。

○部会長 今回の管理対象施設の範囲としては、7-1の2ページの3の(1)の管理対象施設とあって、ただ「昭和の森」とだけあると全体になってしまいますから、この時点でわかるようにしておく必要があるのかなと思いますね。

はい、どうぞ。

○委員 7ページでは質問受け付けが6日までで回答が12日とあり、多分これが正しいと思いますが、資料の6には6日に回答となっています。12日が正しいのではないのでしょうか。

○木津公園管理課長 すみません、もう一回言ってもらってよろしいでしょうか。

○委員 7ページの募集要項です。

○都市総務課職員 そうですね。募集要項のほうが正しいということで、お願いします。

○部会長 あと私から1点。12ページでイの提案書の関係のところの下のアスタリスクのところですが、「ヒアリングは提案書をもとに行いますので、ヒアリングの際に使用する資料を作成する必要はありません。また、提案書と別にヒアリング用資料を提出することはできません。」とあります。そうすると、ヒアリングの際には後ろのほうに添付されていた提案書様式に沿ったものしかないということになってしまうかと思うんですが、この様式と一緒に、提案書の様式と一緒に最初に提案する時点で別の資料を、この様式にないものを出すということは可能なのでしょうか。

というのが、別のところのヒアリングとかをやっている、この提案書だけだとわかりづらいので、むしろ、ヒアリング用に説明資料等があったほうがわかりやすいんじゃないかと思う場面もあったので、その辺どうなのかなと今思ったんですけれども。

○公園管理課職員 市の原則ルールとしては提案書類、提出した提案書類だけを使うことになっているので、今まで公園としてはそれでやってきているように思えるんですが、ちょっと別の資料を追加で使えるかどうかということ、確認をしておきまして、ヒアリングのときまでに可能なようであれば応募者に対して通知をするようにしたいと思います。

○部会長 あるいは後出しになるということであれば、もう最初からヒアリングのときに使いたい資料があれば、ヒアリング用資料ということで一緒に出してくださいとか。例えばそういうことができるのであれば、現地の写真をつけて、ここでこういうことを考えていますよとか、よりわかりやすい説明も可能になるのかなと思いましたので、ちょっとご検討いただければと思います。

では次、7-2、指定管理者管理運営の基準についての質問等ありましたらお願いいたします。

委員、お願いいたします。

○委員 10ページの(2)売店の運営・飲食・物販事業ですが、4行目の「所定の使用料を市に支払うものとする。」というのは、これは決まっているんですか。それとも売店の規模だとか、やっている内容等々で別途定めていくのでしょうか。

○木津公園管理課長 基本条例で定められているので、1平米520円とかの。

○委員 それはわかるんですかね。

○木津公園管理課長 条例で、ここには書いていないので。そうですね、条例上はもう公開されているから、それを見ないとわからないと思うので、ちょっと不親切なところもございますし。

○委員 520円であの売店はどれぐらいの平米数なんですか。いや、それを毎月払うということであれば、それは書いてあげたほうが、要は収支に影響するかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○木津公園管理課長 そうですね。あれ、基本は……。

○公園管理課職員 いや、決められた金額でやることになるので。

○木津公園管理課長 そこに記載をして、設置許可は100円になりますので、新たに自分でつくる分ですけれども。そこ、値段がちょっと、今あるものと自分でつくるものでは値段が違ってあたりるので、確かに事業計画立てる上では、確かに。

○委員 そうですよ。売店が1、2つあったしかありませんよ。

○木津公園管理課長 売店、1、2ありますよね。

○委員 そうですよ。それを2つやるのか1つやるのかでも、また積算の上でも変わってくると思うので、大きさが同じかどうかちょっとわからないんですけども、ちょっと違うのであれば、ひと通り含めてこっちを使おうとか、そういう形になると思うので、書いたほうが親切かなと思います。

○委員 よろしいですか。

○部会長 どうぞ。

○委員 19ページのところで、事業計画書の作成が毎年9月15日までとなっていますが、今年度に限っては採択されるのがこの日以降になりますね？

○木津公園管理課長 そうですね。これは指定管理者として決まってから。

○委員 そうすると、来年度の事業計画は、申請書の計画をそのままスライドするということになるのでしょうか。

○公園管理課職員 事業計画として指定管理期間が始まる前までに提出をさせることになりますので、現実的には今年度末の3月に提出していただいて、承認をするという形になります。

○委員 よろしいでしょうか。

○部会長 どうぞ。

○委員 14ページ、15ページの園地の維持管理業務に関する部分です。特にこの植栽維持管理の基準という部分ですけれども、あと池とかボランティアとの協働の部分ですね。この部分で、やはりこの公園というのは都市公園法の都市公園ではあるんですが、先ほども申し上げましたように、ミッション、ビジョンのところで、やっぱり自然環境を大切にするんだと。利用に当たってもその範囲の中でやっていくということをやっていますので、ちょっと半分質問、半分意見なんです。この植栽を維持管理する知識とか技術に関して、いわゆるこの人工的にきれいに整備された都市公園ではなくて、二次林、雑木林ですとか、あるいはもっとはっきり言ってしまえば生態学的な知識に基づいて管理したり、植栽というよりは植生の管理というようなことが必要になってくるようなエリア。ちょっと私、見学会に行けなかったものですから、その上でお聞きしているんですけども、そういういわゆる植栽の管理というよりは、そういう生態学的な管理というか、そういうのが必要な部分というのではないのでしょうか。

もしそれがあれば、そういうのを条件にしておくべきだと思うんです。そういう技術やノウハウを持った管理者の方を期待するというような、と思うんですが。

○委員 あると思いましたよ。見学会行ったんですけども、いっぱいそういうところがあっ

たんですよ。

○委員 ああ、そうですか。こういうゲンジボタルとか、これボランティアとの協力関係をうたわれていますけれども、ちょっと貴重種とか絶滅危惧種とかいるのかいないか、そういうこともありますし、外来種もこれやっぱりかなり専門的な知識がないとなかなか難しいと思いますし、その辺はもし必要であればこの中でうたっておく必要があるのかなと。

できれば、この後議論が出てくると思いますけれどもこの審査方法の部分ですね、7-5とかのところでも、そういうノウハウを持っている、そういう提案になっているのであれば、評価していくとかですね。そこまで反映させたほうがいいのではないのかなと思うんですが、ちょっと私、行っていないものですから、よくわからない。すみません。

○委員 あわせて、行った人間としてちょっと言わせていただくと、木下先生が言ったのも本当にそのとおりだと思いますし、一方でこの広さともう手が届かないなというエリアが余りに多いという印象を持ってしまして、例えば園路だとか、そういうところはその近くをきれいにするとかできるんですけれども、相当山のほうの、森の中みたいな部分もかなりあるので、変な話、手が届かない部分が多いのかなと思うので、この14ページの書き方で「園地全域とする」というのは、もちろん園地全域なんですけれども、この書き方で大丈夫なのかなという思いがちょっとあります。

先ほど説明いただいたこの地図を見ると、実際園内清掃はここだけとか、草刈り、除草、芝刈り等々のエリアがわかるので、ここである程度いいのかなというのは伝わるとは思ったんですが、これも公表されるのでしょうか。

○木津公園管理課長 そうですね。そういう、余り当初は考えていなかったんですけれども、今のお話を聞いて、そうですね……

○委員 これがないとちょっとわからない。先ほどの表だけだと、22万平米とか言われてもちょっとわからないかなというのと。ただこれをどう、カラーでホームページとか何かにアップできるでしょうか。結構何か手作業で塗ったかのような感じなので、大丈夫かなという気がちょっとします。

○木津公園管理課長 もう少し確認して……

○委員 説明会とかで配ればいと思うんですけれども、とにかくこの全域を全部、もう手の届く範囲、全部やってねというのは、ちょっと事実上無理だろうなという気はします。そこを伝えないと、ちょっと厳しいかなという気はします。

○委員 今の話でいえば、適度に手を抜く。だけれども、「手を抜く」ってちょっと言い方が悪いですが、自然のサイクルに任せるとか、そういうのもただほっとけばいいというわけじゃなくて、一応ノウハウがあると思いますので、今までやってこられたからご承知だと思いますけれども、何かそういうことはうたっておいたほうがいいんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですけれども。

○木津公園管理課長 基本的に今回、管理をする、手を入れるところは、やっぱり人が立ち入ったり、みんなで広場で遊んだりする園路沿いだとか、広場とかそういったところが中心になってまして、樹林地の中については特にこの指定管理者さんに委託料として、指定管理業務として求めているものは特別はなくて、ここは樹林地再生とかをしていくことになるときはまた市と相談してやっていくような状況になります。

○委員 何かなおさらそうなると、本施設の園地全域とするって書かれると、その樹林地は少しそういう形で考えているよというのほうはうたったほうがいいかなと思うんですが。

○部会長 そうですね。この図面添付されていますけれども、これは作業やるところの色を塗



ってあるので、これだけばつと全部見ても、やるところはわかって、やらないところがどこのかというのがわからないので、逆にどこにも色が塗られていない部分は、とりあえずそのままという場所になるわけですね。例えば……

○木津公園管理課長 作業はないんですけども、そのまま自然を保全していくエリア三田いな形で、一応そういうところで何か起きたときには対応しなきゃいけないという意味合いで管理エリアには入っているんですけども、特に何か作業があるわけではない。

○部会長 であれば、そういうエリアはここですよ。作業が特にあるわけじゃないけれども、という部分もわかるように、そこだけを囲ったりしたほうがいいのかないかなと思いました。

例えばこの前の見学したときに、上のところから下の池のほうにおりていく坂、結構急な坂があって、その左右とかが雑木林三田いになっているところがありましたけれども、あそこはまさに、あのときにも聞いたら、ここは手は入れていませんよと。危ない木があったら切ったり管理するだけという、あのあたりだと思うんですけども、それを今ここで見ると、図面だとやはり色は塗られていないので、作業している方たちはどこがどうというのはすぐわかるでしょうけれども、もしこれからという業者さんとかがいたとしたら、これだけだとそこまではわからないので、説明会のときにも説明して、ということをやるといいのかなと思いました。

どうぞ。

○委員 20ページの事業評価（モニタリング）業務のところですが、この「指定管理者は、以下の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させる」云々のところで、「定期及び随時」という書き方がされています。「定期」というのは2カ月に一遍とか、半年に一回とか、何かそういう頻度が決まっているのでしょうか。

○公園管理課職員 頻度までは、市のほうでは定めないんですが、例えばほかの施設だと講座とか、イベントをやるタイミングで、直接参加者の方をお願いして、これちょっとアンケート書いていただけませんか、三田いな形でやっているのが定期のほうです。随時というのはもう本当アンケート回収ボックス三田いなのを常に置いておいて、隣にアンケート用紙が置いてあって、書きたい人が書いてという形です。

○委員 いや、決まっているなら書いておいたほうがいいなと思っただけです。

○部会長 このモニタリングについて、これまでの実績とかはどうなんでしょうか、この昭和の森で。

○木津公園管理課長 昭和の森ですか。すみません、少しデータがないので何とも申し上げられないんですけども、管理のほうで、前に再整備を行ったときとかには意見を聞いたりはしていたんですけども、定期的とか随時にこう、イベントごとにそういったイベントに関するアンケートとかは主催者もしくは市のほうでやっていけばいいと思うんですけども、そういったものをまとめて今、手元にないので、報告することができないので、申しわけありません。

○部会長 そのほか、7-2について何かご質問、ご意見などありませんでしょうか。

では、7-3の様式集と、7-5の選定基準、これ様式集のところに対応していく部分だと思いますので、あわせてご質問、ご意見等があればお願いいたします。

○委員 これは僕の印象なんですけれども、この7-5の4つてありますよね。これ、点数がつけていますけれども、この書き方になれたところが選ばれるのが多いのかなと。そう思いますでしょう、やっぱり。実際本当に欲しい人が来ているのかなという、そういう気がしますけれども、このやり方だと。

要するに何とでも書けますからね。画期的なことというのは、出てきにくい。出てきにくいんですよ。今回の場合は画期的なもの、あっちで選ぶのかもしれないけれども、ちょっとこ

れは印象的にはちょっと何かいい方法ないのかなという気がしますね。

○部会長 この7-5の選定基準そのものは公開されるのでしょうか。それともこれは非公開なんでしょうか。

○公園管理課職員 非公開です。

○部会長 そうすると、この応募する方がこれを見て、そこに合わせて点数を高くしようということは一応できないといった形ですよ。

○公園管理課職員 そうですね。

○委員 この7-5の4ページですか。この表は出るんですよ。

○公園管理課職員 そうですね、はい。

○委員 だから、この表に従って書いていき……。

○公園管理課職員 そうですね。もう書ける項目は決まっているという形ですね。

○部会長 この1ページの(2)の提案内容審査のア、審査の概要のところの、「総得点の差が満点の1%以内であるとき(同点であるときを含む。)」というご説明が先ほどありましたが、今回満点は145点。そうすると1%といっても1.45点。だから1点、2点違ったらもうそれを超えているので、1点だけだったら協議しますよということですが、それで果たしていいのかなという気はふとしたんですけれども。

○木津公園管理課長 総得点なので、80点とかできるのかな……145になっちゃうのか。

○委員 これ、審査委員全員の合計の1%じゃないんですか。そういうことではない。例えば5人だと725点なんで7点とか、そういうことですか。

○部会長 そういうことですかね。

○木津公園管理課長 そう私も、ちょっとはつきり……

○委員 そっちだったら7点の差ぐらいだったらという。見ていたほうがいいですよ。

○部会長 そうですね。

○木津公園管理課長 確認はさせていただきます。すみません、申しわけないです。

○部会長 この総得点の差が1%以内というのは、今までのほかのでも同じでしたでしょうか。それとも今回初めてですかね。

○公園管理課職員 今までも同じで、市が定めているルールの部分なので、今までも同様にやってきました。

○委員 今までこれの記憶がないんですけれども。

○都市総務課職員 最近是非公募のケースが多かったので、マル・バツ審査が多かったので、久々に得点をつけるような形にはなるかなとは思いますが。

○部会長 それから7ページの採点基準の中の同種の施設管理運営の実績。これが訂正されたんですけれども、訂正されて、ア、イ、ウ、エということで5、3、1、ゼロとなっています。ほかのところはこの4段階ではなくて5段階、A、B、C、D、Eで5、4、3、1、ゼロという原則になっているんですけれども、ここだけ4段階で原則と違うというのは何か理由があるのでしょうか。

○木津公園管理課長 2-1ですか。

○部会長 そうですね。

○木津公園管理課長 この分けの категорияが、ア、イ、ウ、エ、オで条件を設定したんですけれども、そこが、ちょうどこれぐらい、今設定した基準がちょうどよいのではないかとこのところ、ここにあってもう一段階入れるかどうかだったんですけれども。

○公園管理課職員 管理したことがある公園の面積に応じて段階をつけたんですけれども、こ

れ以上細分化しても余り意味がないのかなというところですよ。50ヘクタールを超える都市公園というのはめったにないですし、かといってその間にもう一段階設けるのもどうかなというところはちょっと検討はしたんですが、細分化する、意味がないかなということでこの4段階にさせていただきました。

○木津公園管理課長 実績が、大きな公園を管理する実績があるほう側と、余りないところの差を少しつけたかったものですから、それで4段階、下のほうは低い得点にしてしまったというところでございます。

○部会長 どうぞ。

○委員 7ページ、13ページに市内の業者がありますが、大体どのくらい、このような管理を行っている会社はあるものなのでしょうか。

○木津公園管理課長 市内の業者ですか。

○委員 市内の業者、準市内の業者という区分がありますが、実績のありなしをクロスさせると、どの程度該当する業者数があるものなのでしょうか。

○木津公園管理課長 造園会社はやっぱり市内にたくさんあるんですけども、指定管理者でやっているかというとなかなか、そういうのが得意なところとそうでないところがあるので、指定管理者としてやっているところはそう多くはないとは思いますが、実際各社調べていないので、数値をこうですというものは今、言えない状況にあります。

○部会長 どうぞ。

○委員 4ページの評価項目のところ、4番の(1)の供用時間、供用日の考え方がありますが、先ほども人数で評価するののかということ議論しましたが、仮に人数で評価してしまうと、駐車場や自転車を置ける時間帯が決まっているので、おのずと考え方が絞られることになると思います。どういう指標で実績を評価するののかということもあわせて考えないと、配点が5点と結構大きいので、評価方法が変わる可能性があるのならば、ここを5点という重みのある評価にすべきかどうかということも考える必要があるかと思いました。

○公園管理課職員 供用日、供用時間というのは基本、条例で定めるんですが、指定管理者の考えに基づいて、それを狭めることはできないんですけども、広げることはできるんですね。なので、例えば駐車場、今5時半までと条例で定めていますけれども、指定管理者さんが市民サービスのためにそれを7時まで拡大しますと、市がそれを承認すれば、供用時間を延長することができます。なので、そういった、提案があれば、そこは基本、プラスに評価できるのかなと。

ただ、指定管理者のほうの人件費とかにも反映されてくるので、実現性という部分についてはちゃんと評価しなければいけないんですが、なので、そういった指標でここは評価ができるかなというふうに考えています。

○委員 よろしいですか。

○部会長 どうぞ。

○委員 先ほど委員がおっしゃっていた、なかなかこういう審査の枠組みだと、項目だと斬新な提案が出てこないというお話だったかと思うんですが、例えばこれ、16ページの一番最後に(6)として特別提案というのがありますけれども、これが何かそういうことを酌み取ろうと、提案していただくというような趣旨なんですかね。

この特別提案というのは今までの事例からいうと、結構書いていただいたり、提案していただいたりしているのでしょうか。

いや、ちょっと今まで私、申し上げてきたことと矛盾するように聞こえるかもしれませんけ

れども、今回の場合はこの自然環境保全型で、それが大事だということなんです、だけれども一方で危惧されるのは、それに萎縮してしまって、最低限のことしか提案されてこないというのが、すごく一方で心配しています。

自然環境を保全するという大原則の中でも結構斬新な提案をしたり、びっくりするような提案というのは不可能ではないと思うんですけども、それが萎縮されて、最低限のことやおけばいいやというふうにとられてしまうと、それはそれで非常に残念だなというふうには個人的には思っていますので、何か積極的に創造的な提案を出していただけるような審査方法、審査項目があるといいなど、確かに思ったんですけども、それがこの16ページの(6)のかなというふうに思ったんですが。

○竹本公園緑地部長 今、委員がおっしゃられましたとおり、特別提案というのは今、管理運営の基準で示されていない部分の新たな提案ということでいただきたいなと考えております。

例えば我々として想定するのは、休みの日にキッチンカーを持ってきてランチを提供する。あるいは例えばカタクリですとかそういったものの鑑賞時にパトロールなりを、盗掘防止とか、実際にはそんなないんですけども。あるいは蛍の鑑賞時にパトロール等を強化するだとか、そういったプラスアルファでの提案は、こちらのほうに記載していただくということで。

今、あちこちでこの指定管理者制度が導入されていますので、企業の皆さんも結構書き方は心得ている部分がありまして、自分がどこで点を稼げばこの仕事をとれるのかというのはおおむねもう、浸透してきていますので、やはりこういった部分は各企業さん、力を入れていただけるのかなというふうに考えております。

○委員 公園の中に何か実のなる木がありましたよね。柿だったか何か忘れたけれども、そういうときに子供たち集めて柿狩りをやるとか、そういうのがあればすごくおもしろいなと思ったんですけども、あれ、とっちゃいけないんですよ。

○竹本公園緑地部長 そういうのじゃなくて、例えばツリーライティングとかそういった遊びの提案というのはあるかもしれないですね。

○委員 とっちゃいけないといってもあれは市のものだから、市が許可すればとっていいんですよ。

○竹本公園緑地部長 何かのイベントということで、それを活用していただいてもいいかもしれない。

○部会長 今の特別提案の配点を5点じゃなくて10点にするとか、そういうことというのはあるんでしょうか。考えられるんでしょうか。

○木津公園管理課長 それはこの場で話し合っ、やっぱりここは評価をいろいろしたいということであれば10点、もしくはもっと高い点を設定していただくことは可能です。

○部会長 大事な提案の部分のように思えるのですが、ほかのところと比較して点数が、大事だと思っている割には余りウエートがないのかなというふうにちょっと感じてしまったんですが、この辺はほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 私も特別提案は10点ぐらいあってもいいのかなという気はします。じゃ、どこを削れと言われると難しいんですけども、指定管理なので、やっぱり委員がよく、先ほどからおっしゃっていただいているように、やっぱりこう、自然を残すということだとか、そういう生物の多様性だとか、そういうことを含めて管理していくと考えると、要はイベント、どんどんやってということもまた、違うのかなという部分もやっぱりあるので、特別提案が余り高過ぎるのも微妙だと思うんですが、5点というのはちょっと少ない、10点ぐらいにして、例えば管理

経費で指定管理料、もちろん削っていただければそれに加点というのがあると思うんですけども、たしか基礎点に先ほど12点あったりしていたと思うので、この辺がもう少し少なくてもいいのかなという。もしどこか削るなら、というときにですね。

○委員 配点を150点にする。

○木津公園管理課長 引き上げて、150点という満点に引き上げて。

○委員 そうですね。145だとちょっと微妙な感じも。150でもいいかもしれないですけども。

○木津公園管理課長 それはいいかもしれないですね。

○部会長 ほかの委員の皆様、この特別提案を10点にして満点が150点というところについて、ご意見いかがでしょうか。

○委員 いいと思います、私は。

○委員 賛成です。

○部会長 とすると、この点を10点にして150点満点にさせていただくということによろしいでしょうか。

そのほか、7-1から7-6まで含めて何かご意見、ご質問ありましたら委員の皆様、よろしく願いいたします。

○木津公園管理課長 すみません、ちょっと説明が不足していた部分があったので、追加で説明させてもらいたいですけれども、この図面って、先ほどもご指摘がありまして、球技場とかフォレストビレッジ、今回抜くということが記載がないよということで、それは書こうと思うんですけども、これなぜ抜くかというところを説明させていただいていなかったものから、今、この場をかりて少し遅くなりましたが説明させていただきます。

フォレストビレッジは、これは公募によって、もともとここはユースホステルだったんですけども、そこを跡地活用ということで募集をしまして10年管理。で、もし続けるのであればもう10年可能だよということで、20年間事業ができるということで、誰かこの活用して、ここ何か事業やりませんかと公募して、平成26年度に今、R. projectさんという方がここで宿泊施設とスポーツ施設をやるということで、別途協定を結んでやっておりますので、管理許可という形で許可してやっておりますので、ここについては今回の指定管理エリアからは抜かせてもらうと。もう既に事業者が民間ノウハウを使ってやっています。

あと、庭球場と野球場、球技場なんですけれども、こちらについてはスポーツ施設ですので、市内は別のスポーツ施設を専門にやっている指定管理者さんをお願いしてやってもらっているので、その枠組みの中に入れたほうが、市民としてはすごく便利だろう、市民サービスは向上するだろうと。ここで単体で受け付けとか貸し出しをするよりは、市内のスポーツ施設を一元的にやっている管理者がトータルで受け付けとか、あとはイベントとかやったほうがいいだろう。コストメリットもあるし、市民サービスも向上するというので、ここは今回除外をして、次回、今スポーツ施設を指定管理者がやっていますので、その募集をやるときにこれを組み入れるような方向で考えておりますので、今回は抜かせていただいたというところでございます。

すみません、以上です。

○部会長 ありがとうございます。

ではこのほかには特によろしいでしょうか。

委員、よろしいですか。

○委員 大丈夫です。

○部会長 では、議題3については以上で終わります。

この募集要項等につきまして、きょう、この部会で出た意見等、反映させていただきますようよろしくお願いいたします。

これで本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和元年度第1回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を閉会いたします。

それでは事務局にお返しいたします。

○木津公園管理課長 本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今回いただきました意見を十分反映して、指定管理者の公募を実施してまいりたいと考えております。

10月の下旬になりましたら、提案内容の審査をお願いしたいと思いますので、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

○三田都市総務課長補佐 それでは、本日の会議はこれにて終了させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

上記、議事録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名する。

議事録署名人

部会長

---